

令和 8 年熊本地震による被災者に対して住宅支援を実施します。

1. 相談窓口

◇場 所：八女市役所定住対策課住宅係（本庁 3 F）

◇電話番号：0943-23-2577

◇相談時間：8：30～17：15（土日祝日は対応していません）

2. 相談内容

◇八女市営住宅への一時入居についての相談

○対象者

令和 8 年熊本地震で被災された方を対象として、令和 8 年 7 月 28 日（火）から住宅が全壊または半壊等の損害を受け、現に居住が困難となった方。

○住宅の提供期間

入居後 6 ヶ月。（必要に応じて最大 1 年間まで延長可能）

○家賃等

家賃・敷金は免除。ただし共益費や光熱水費は自己負担。

<説明事項>

- ・一時使用の期間は 6 ヶ月、更新により延長で 12 ヶ月
- ・家賃及び敷金は免除
- ・連帯保証人は免除
- ・電気、ガス、水道及び共益費は自己負担
- ・ペットは禁止

【一時使用申請】

- ・入居希望の場合は、現地を確認してもらい各申請書に記載
 - ① 市営住宅一時使用許可申請書
 - ② 誓約書
 - ③ 罹災証明書及び住民票（後日提出）